議題3

# 外来医療計画及び医師確保 計画について

# 医師確保計画を通じた医師偏在対策について

医療従事者の需給に関する検討会 第23回医師需給分科会(平成30年10月24日)

背景

- ・ 人口10万人対医師数は、医師の偏在の状況を十分に反映した指標となっていない。
- ・都道府県が主体的・実効的に医師確保対策を行うことができる体制が十分に整っていない。

資料4

#### 医師の偏在の状況把握

#### 医師偏在指標の算出

三次医療圏・二次医療圏ごとに、医師の偏在の状況を全国ベースで客 観的に示すために、地域ごとの医療ニーズや人口構成、医師の性年齢 構成等を踏まえた医師偏在指標の算定式を国が提示する。

医師偏在指標で考慮すべき 5要素」

- 医療需要 (ニーズ) 及び 将来の人口・人口構成の変化
- ・ 患者の流出入等
- へき地等の地理的条件
- ・ 医師の性別・年齢分布
- 医師偏在の種別 (区域、診療科、入院/外来)



#### 医師多数区域・医師少数区域の設定

全国の335二次医療圏の医師偏在指標の値を一律に比較し、上位 の一定の割合を医師多数区域、下位の一定の割合を医師少数区 域とする基準を国が提示し、それに基づき都道府県が設定する。

全国335医療圏 下位〇% i 上位〇% 大 ⇒医師少数区域 ⇒医師多数区域 医療圏の順位 335位 334位 333位 3位 2位 1位

国は、都道府県に医師確保計画として以下の内容を策定するよう、ガイドラインを通知。

### 『医師確保計画』(=医療計画に記載する「医師の確保に関する事項」)の策定

#### 医師の確保の方針

(三次医療圏、二次医療圏ごとに策定)

医師偏在指標の大小、将来の需給推計などを 踏まえ、地域ごとの医師確保の方針を策定。

- (例)・短期的に医師が不足する地域では、医師が多い地域 から医師を派遣し、医師を短期的に増やす方針とする
  - 中長期的に医師が不足する地域では、地域枠・地元 出身者枠の増員によって医師を増やす方針とする 等

#### 確保すべき医師の数の目標 (目標医師数)

(三次医療圏、二次医療圏ごとに策定)

医師確保計画策定時に、3年間の計画期間の終 了時点で確保すべき目標医師数を、医師偏在指 標を踏まえて算出する。

### 3年\*ごとに、都道府県において計画を見直し(PDCAサイクルの実施)



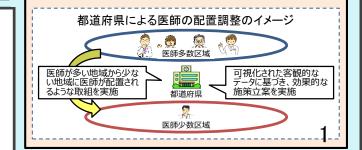
\* 2020年度からの最初の 医師確保計画のみ4年 (医療計画全体の見直 し時期と合わせるため)

医師偏在指標

### 目標医師数を達成するための施策

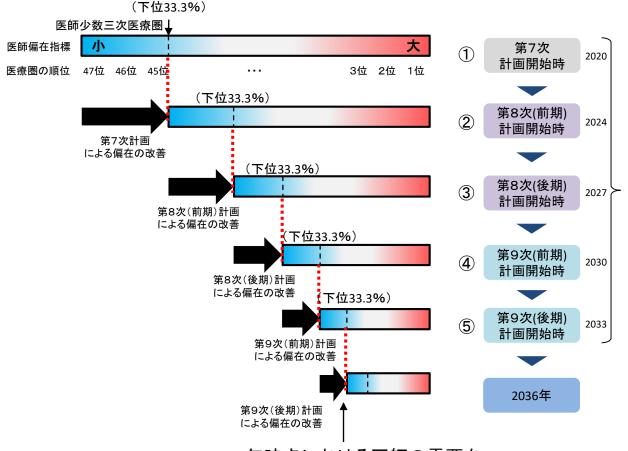
医師の確保の方針を踏まえ、目標医師数を達成 するための具体的な施策を策定する。

- (例)・大学医学部の地域枠を15人増員する
  - 地域医療対策協議会で、医師多数区域のA医療圏 から医師少数区域のB医療圏へ10人の医師を派遣 する調整を行う



# 医師少数区域等の基準の設定

- 医師少数三次医療圏の基準を定めるに当たりどのように考えたらよいか。
  - ▶ 最も医師偏在指標が小さい三次医療圏においても、2036年に、医療需要を満たすだけの医師を確保することを目標として、医師 少数三次医療圏の基準を定めることとしてはどうか。



- 第7次~第9次(後期)までの5次の計画期間を通じて、段階的に偏在を解消し、2036年時点(第9次(後期)医師確保計画の計画終了時点)においては、最も医師偏在指標が小さい三次医療圏においても医療需要を満たすことを目標とする。
- □ 各医師確保計画において、同じ割合(※)の三次医療圏が 医師少数三次医療圏に該当するとし、各計画期間終了時 に、医師少数三次医療圏の基準に達するとの目標を達成 すると仮定し、5次の計画期間分のシミュレーションを行っ た。
- □ この割合(※)を33.3%とすることで、2036年に上記の目標を達成する水準となることが確認された。

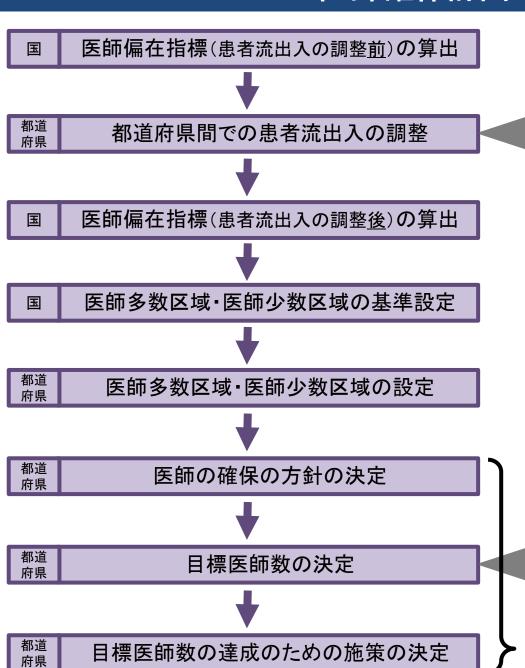


◆ このため、医師少数三次医療圏の基準値を下位33.3%としてはどうか。

2036年時点における医師の需要を 満たすために必要となる医師偏在指標の水準

医師少数区域、多数区域(二次医療圏単位)及び医師多数三次医療圏についても、施策の整合性の観点から、同様の値(下位/上位33.3%)を基準値としてはどうか。

# 医師確保計画の策定プロセス



#### (前回までの議論)

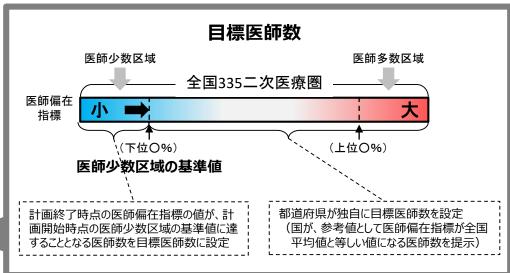
#### 医師偏在指標

#### 人口10万人対医師数における課題

患者の流出入等を反映できていない

#### 医師偏在指標における対応

患者の流出入に関しては、患者住所 地を基準に流出入実態を踏まえ、都 道府県間調整を行うこととしてはどうか。



医師確保計画

# 医師偏在指標を活用した医師偏在対策

医療従事者の需給に関する検討会 第22回 医師需給分科会(平成30年9月28日) 資料2-1(抜粋)

■ 改正法の施行後、医師偏在指標を活用した医師偏在対策として、主に以下のものが実施されることとなる。

医師確保計画における目標医師数の設定

都道府県は、三次医療圏・二次医療圏単位で、医師偏在指標を踏まえた 医師の確保数の目標(目標医師数)の設定が義務付けられている

医師の確保数の目標(目標医師数)の設定が義務付けられている 都道府県は、二次医療圏単位で、医師偏在指標に関する基準に従い、 医師少数区域、医師多数区域の設定 医師少数区域・医師多数区域の設定ができるとされている 都道府県は、地域医療支援事務として、都道府県内の医師少数区域等に 都道府県内での医師の派遣調整 おける医療機関をはじめ、医師確保が必要な医療機関で適切に医師が確 保されることを目的とした医師の派遣調整を行うこととされている 都道府県は、地域医療支援事務として、都道府県内の医師少数区域等に キャリア形成プログラムの策定 おける医師の確保と、当該区域に派遣される医師のキャリア形成の機会の **確保**を目的としたキャリア形成プログラムの策定を行うこととされている 都道府県は、医師少数区域等に派遣される医師が勤務することとなる医療 医療機関の勤務環境の改善支援 機関の勤務環境の改善の重要性に留意し、医師派遣と連携した勤務環境 改善支援を行うこととされている 厚生労働大臣は、医師少数区域等における一定の勤務経験を通じた地域 地域医療への知見を有する医師の大臣認定 医療への知見を有する医師を認定することとされている

臨床研修病院の定員設定

都道府県知事は、**医師少数区域等における医師数の状況に配慮した上で**、 都道府県内の**臨床研修病院ごとの研修医の定員を定める**こととされている

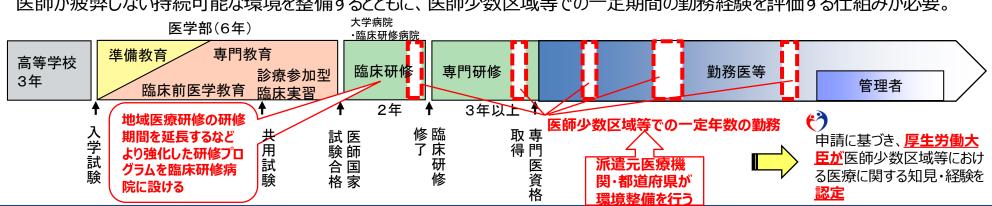
大学医学部における地域枠・地元枠の設定

都道府県は、医師偏在指標によって示される当該都道府県の医師の多寡 を踏まえ、大学に対し、医学部における地域枠・地元枠の設定・増加の要請 を行うことができることとなる

# 1. 医師少数区域等で勤務した医師を評価する制度の創設について

# 基本的な考え方

○ 医師の少ない地域での勤務を促すため、都道府県、大学医局、地域の医療機関等の関係者の連携により、医師の少ない地域で 医師が疲弊しない持続可能な環境を整備するとともに、医師少数区域等での一定期間の勤務経験を評価する仕組みが必要。



※ 医療機関に対するインセンティブも別途検討

# 法案の内容(いずれも医療法改正)

#### <認定医師>

① 「医師少数区域」等\*における医療の提供に関する<u>一定の勤務経験を通じた地域医療への知見を有する医師を厚生</u> 労働大臣が認定できることとする。(2020年4月1日施行)

#### <一定の病院の管理者としての評価>

② 「医師少数区域」等における医療の確保のために必要な支援を行う病院その他の厚生労働省令で定める病院の開 設者は、①**の認定を受けた医師等に管理させなければならないこととする**。(2020年4月1日施行※)

※ 施行日以降に選任する管理者にのみ適用。

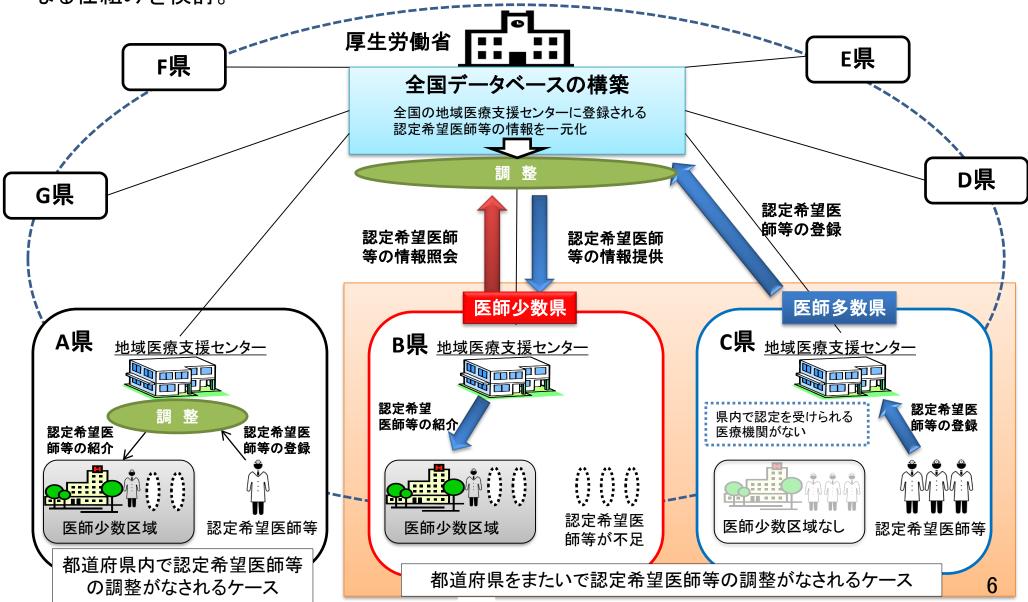
\*「医師少数区域」については、「2.都道府県における医師確保対策の実施体制の整備について」の法案の内容の①にあるとおり、国が定める 「医師偏在指標」に基づき、都道府県が「医師少数区域」又は「医師多数区域」を定めることができる。また、医師少数区域の医療機関における - 勤務と同等の経験が得られたと認められる者の範囲等を今後検討。

#### <医療機関の複数管理要件の明確化>

③ 病院等の管理者が「医師少数区域」等に開設する他の診療所等を管理しようとする場合に、都道府県知事が許可 を行う要件を明確化する。(公布日施行)

# 全国的な医師調整のイメージ

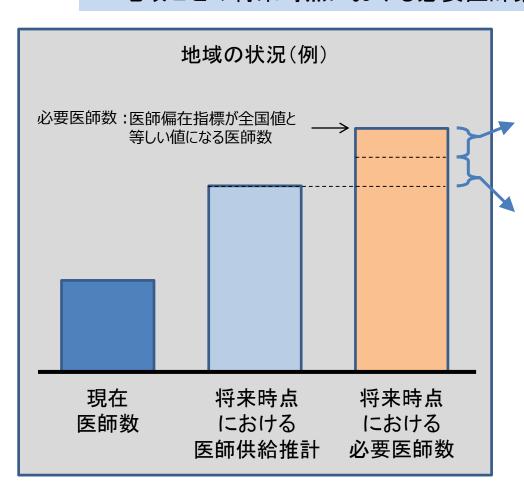
○ 新たな認定制度が創設されることを踏まえ、厚生労働省において、全国的な医師調整が可能となる仕組みを検討。



# (参考) 短期的な施策と長期的な施策の関係について

医療従事者の需給に関する検討会 第23回 医師需給分科会(平成30年10月24日) 資料3-1(抜粋・一部改変)

### 地域ごとの将来時点における必要医師数を達成するための対策のイメージ



将来時点における必要医師数と医師供給推計のギャップの うち、一定程度は、医師派遣や定着促進などの養成以外の 施策(短期的な施策)で対応する。

<u>将来時点における必要医師数</u>と医師供給推計のギャップのうち、一定程度は、<u>大学医学部に対する地域枠・地元出身者</u>枠の増員等の要請(長期的な施策)により対応する。

# 産科・小児科における医師確保計画を通じた医師偏在対策について

背景

- ・診療科別の医師偏在については、まずは診療科と疾病・診療行為との対応を明らかにする必要があり、検討のための時間を要する。
- ・一方、産科・小児科における医師偏在対策の検討は、政策医療の観点からも必要性が高く、診療科と診療行為の対応も明らかにしやすい。

#### 産科医師・小児科医師の偏在の状況把握

#### 産科・小児科における医師偏在指標の算出

三次医療圏・周産期・小児医療圏ごとに、<mark>産科・小児科に おける医師の偏在の状況を客観的に示す</mark>ために、地域ごと の医療ニーズや、医師の性年齢構成等を踏まえた<u>産科・小</u> 児科における医師偏在指標の算定式を国が提示する。

#### 医師偏在指標で考慮すべき要素

- ・ 医療需要(ニーズ)・人口構成の違い等
- へき地等の地理的条件

・ 患者の流出入等

医師の性別・年齢分布



# 相対的医師少数区域の設定

全国の周産期・小児医療圏の産科・小児科における医師偏在指標の値を一律に比較し、下位の一定の割合を相対的医師少数区域とする基準を国が提示し、それに基づき都道府県が設定する。

※労働環境に鑑みて、産科・小児科医師は相対的に少なくない地域等においても不足している 可能性があることから、相対的多数区域は設定しない。

全国の周産期・小児医療圏

医師偏在指標

下位○%⇒相対的医師少数区域

大

国は、都道府県に医師確保計画として以下の内容を策定するよう、ガイドラインを通知。

### 『医師確保計画』の策定

#### 医師の確保の方針

(三次医療圏、周産期・小児医療圏ごとに策定)

医師偏在指標の大小を踏まえ、医療圏の見直し等も含め地域ごとの医師確保の方針を策定。

・医療圏の見直しや医療圏を越えた連携によってもなお相対的医師少数区域の場合は、医師の派遣調整により医師を確保する方針とする。等

#### 偏在対策基準医師数

(三次医療圏、周産期・小児医療圏ごとに策定)

計画終了時点の医師偏在指標が、計画開始時点の「相対的医師少数三次医療圏」、「相対的医師少数区域」の基準値(下位 〇%)に達することとなる医師数を「偏在対策基準医師数」と設定。

#### 偏在対策基準医師数を踏まえた施策

医師の確保の方針を踏まえ、偏在対策基準医師数を達成するための具体的な施策を策定する。

- ・産科又は小児科の相対的医師少数区域の勤務環境を改善する。
- ・周産期医療又は小児医療に係る協議会の意見を踏まえ、地域医療対策協議会で、相対的医師少数区域内の重点化の対象となった医療機関へ医師を派遣する調整を行う等

#### (施策の具体的例)

#### ①医療提供体制等の見直しのための施策

- ・医療圏の統合を含む周産期医療圏又は小児医療圏の見直し。
- ・医療提供体制を効率化するための再編統合を含む集約化・重点化。
- ・病診連携の推進や、重点化された医療機関等から居住地に近い医療機関への外来患者の逆紹介の推進等による医療機関の機能分化・連携。
- ・地域の医療機関の情報共有の推進。
- ・医療機関までのアクセスに時間がかかる地域住民へ受診可能な 医療機関の案内、地域の実情に関する適切な周知等の支援。

#### ②医師の派遣調整

- ・地域医療対策協議会における、都道府 県と大学、医師会等の連携。
- ・医療機関の実績や、地域における小児 人口、分娩数と見合った数の医師数となるような派遣先の医療機関の選定。
- 派遣先の医療機関を医療圏ごとに重点 化。医師派遣の重点化対象医療機関の 医師の時間外労働の短縮のための対策。

#### ③産科・小児科医師の

#### 勤務環境を改善するための施策

- ・相対的医師少数区域に勤務する産科・小児 科医師が、研修、リフレッシュ等のために十分 な休暇を取ることができるよう、代診医の確保。
- ・産科・小児科において比較的多い女性医師 にも対応した勤務環境改善等の支援。
- ・産科・小児科医師でなくても担うことのできる 業務についての、タスクシェアやタスクシフト。

#### ④産科・小児科医師の養成数を増やすため の施策

- ・医学生に対する必要な情報提供や円滑な情報交換、専攻 医の確保に必要な情報提供、指導体制を含む環境整備、 離職防止。
- ・小児科医師の中でも確保に留意を要する新生児医療を担う医師について、小児科専攻医を養成する医療機関において、新生児科(NICU)研修等の必修化の検討。
- ・産科・小児科医師におけるキャリア形成プログラムの充め化。